

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（案）

【施設に共通する事項】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任の類型	川越市の考え方
基準の目的、向上（第2条から第4条まで）	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
児童福祉施設の一般原則（第5条）	参酌すべき基準	
非常災害に備えた設備及び避難等の訓練（第6条）	参酌すべき基準	
職員の一般的要件・知識及び技能の向上等（第7条）	参酌すべき基準	
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第8条）	参酌すべき基準	
入所した者を平等に取り扱う原則（第9条）	従うべき基準	
入所中の児童に対する虐待等の禁止（第9条の2）	従うべき基準	
懲戒に係る権限の乱用禁止（第9条の3）	従うべき基準	
衛生管理（第10条）	参酌すべき基準	
食事の提供（第11条）	従うべき基準	
入所した者及び職員の健康診断（第12条）	参酌すべき基準	
給付金として支払を受けた金銭の管理（第12条の2）	参酌すべき基準	
児童福祉施設内部の規程（第13条）	参酌すべき基準	
児童福祉施設に備える帳簿（第14条）	参酌すべき基準	
秘密保持等（第14条の2）	参酌すべき基準	
苦情への対応（第14条の3）	参酌すべき基準	

【助産施設】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任の類型	川越市の考え方
種類（第15条）	従うべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
入所させる妊産婦（第16条）	参酌すべき基準	
第二種助産施設の職員（第17条）	従うべき基準	
第二種助産施設と異常分べん（第18条）	参酌すべき基準	

【母子生活支援施設】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任の類型	川越市の考え方
設備基準（第26条・第30条） ・母子室（1世帯につき1室以上。30㎡以上。） ※調理設備 ※浴室 ※便所 ・集会、学習等を行う室 ・相談室 ・必要に応じ、保育所に準ずる設備 ・医務室及び静養室（乳幼児30人未満：静養室）	従うべき基準 // 参酌すべき基準 // // // // //	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
職員（第27条、第28条及び第30条） ・母子支援員（資格要件有） <人数> 母子20世帯の入所施設：2人以上 ・嘱託医 ・少年を指導する職員 <人数> 母子20世帯の入所施設：2人以上 ・調理員またはこれにかわるべき者 ・心理療法担当職員（資格要件有） ・保育士 （保育所に準ずる設備：乳幼児概ね30人につき1人以上）	従うべき基準	
母子生活施設の長の資格等（第27条の2）	従うべき基準・参酌すべき基準	
生活支援（第29条）	参酌すべき基準	
自立支援計画の策定（第29条の2）	参酌すべき基準	
業務の質の評価等（第29条の3）	参酌すべき基準	
関係機関との連携（第31条）	参酌すべき基準	

【保育所】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任の種類	川越市の考え方																								
<p>設備基準（第32条）</p> <p>① 満2歳未満の乳幼児を入所させる保育所に設置を義務付ける設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室又はほふく室 <ul style="list-style-type: none"> ※乳児室 1人1. 65㎡以上 ※ほふく室 1人3. 3㎡以上 ・ 調理室 ・ 医務室 ・ 便所 ・ 保育に必要な用具の設置 <p>② 満2歳以上の幼児を入所させる保育所に設置を義務付ける設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室又は遊戯室 <ul style="list-style-type: none"> ※保育室 1人1. 98㎡以上 ※遊戯室 1人1. 98㎡以上 ・ 屋外遊技場 <ul style="list-style-type: none"> ※屋外遊技場 1人3. 3㎡以上 ・ 調理室 ・ 便所 ・ 保育に必要な用具の設置 <p>③ 耐火上の上乗せ基準</p>	<p>従うべき基準</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>従うべき基準</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>//</p> <p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>//</p> <p>//</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。</p>																								
<p>設備基準の特例（第32条の2）</p>	<p>従うべき基準</p>																									
<p>職員（第33条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士（資格要件有） <p><人数></p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>乳児</td> <td>3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳～満3歳未満の幼児</td> <td>6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳～満4歳未満の幼児</td> <td>20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の幼児</td> <td>30人につき1人</td> </tr> </table> <p>（認定こども園である保育所の場合）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>乳児</td> <td>3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳～満3歳未満の幼児</td> <td>6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳～満4歳未満の幼児</td> <td></td> </tr> <tr> <td>短時間利用児</td> <td>35人につき1人</td> </tr> <tr> <td>長時間利用児</td> <td>20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の幼児</td> <td></td> </tr> <tr> <td>短時間利用児</td> <td>35人につき1人</td> </tr> <tr> <td>長時間利用児</td> <td>30人につき1人</td> </tr> </table> <p>※ 保育所1につき2人を下ることはできない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医 ・ 調理員 	乳児	3人につき1人	満1歳～満3歳未満の幼児	6人につき1人	満3歳～満4歳未満の幼児	20人につき1人	満4歳以上の幼児	30人につき1人	乳児	3人につき1人	満1歳～満3歳未満の幼児	6人につき1人	満3歳～満4歳未満の幼児		短時間利用児	35人につき1人	長時間利用児	20人につき1人	満4歳以上の幼児		短時間利用児	35人につき1人	長時間利用児	30人につき1人	<p>従うべき基準</p>	
乳児	3人につき1人																									
満1歳～満3歳未満の幼児	6人につき1人																									
満3歳～満4歳未満の幼児	20人につき1人																									
満4歳以上の幼児	30人につき1人																									
乳児	3人につき1人																									
満1歳～満3歳未満の幼児	6人につき1人																									
満3歳～満4歳未満の幼児																										
短時間利用児	35人につき1人																									
長時間利用児	20人につき1人																									
満4歳以上の幼児																										
短時間利用児	35人につき1人																									
長時間利用児	30人につき1人																									
<p>保育時間（第34条）</p>	<p>参酌すべき基準</p>																									
<p>保育の内容（第35条）</p>	<p>従うべき基準</p>																									
<p>保護者との連絡（第36条）</p>	<p>参酌すべき基準</p>																									
<p>公正な選考（第36条の2）</p>	<p>参酌すべき基準</p>																									
<p>利用料（第36条の3）</p>	<p>参酌すべき基準</p>																									
<p>特例幼保連携保育所の特例（附則第94条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室又は遊戯室の面積に関する特例 ・ 屋外遊技場の面積に関する特例 ・ 保育士に関する特例 	<p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>従うべき基準</p>																									